

# 施工体制点検リスト(4)

(下請負工事がある場合のみ)

(別紙-3の1) P6/6

1 施工体系図等の点検(点検日: 年 月 日)

点検内容	内容	結果	備考
- 監理(主任)技術者が現場で常駐しているか。 (はい、いいえ×)	常駐状況について、打ち合わせ時を通じて施工計画や 工事工程等について主体的に関わっている等の確認。		
- 施工体系図を掲示しているか。 (はい、いいえ×)	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されて いるか確認する。		(入契法第13条第3項) 「公衆が見やすい場所」とする。
- a元請負業者が特定建設業の許可を受け ているか。 (はい、いいえ×、不要-)	下請代金の総額が3,000万円以上(建築一式 工事は4,500万円以上)の場合、元請負業者 が特定建設業の許可を受けているか確認する。		
- b施工体制台帳に記載された下請業 者の主任技術者が現場に配置されてい るか。 (はい、いいえ×)	施工体制台帳に記載された下請業者の主任技 術者が現場に配置されているか確認する。 専任要(請負代金が2,500万円以上、建築一 式工事は5,000万円以上)		
- c施工体制台帳に記載された下請業 者の担当工事内容が合致しているか。 (はい、いいえ×)	施工体制台帳に記載された下請業者の担当工 事内容が、現場の施工状況と合致しているか確認 する。		
- d施工体制台帳、下請負通知書、施工体 系図に記載のない下請業者が作業してい ないか。(はい、いいえ×)			
- e下請負業者が指名停止期間中でない か。 (はい、いいえ×)	指名停止を受けている場合は、下請を認めないこ と。		
- f 無許可業者に下請をさせていないか。 (はい、いいえ×)	無許可業者が500万円以上(建築一式工事1, 500万円以上)の工事を施工していないか確認 する。		概ね1ヶ月以上経過した場合は土木 企画課へ通知する。
- 下請負人が再下請を行う場合に再下請 通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示 を行っているか (はい、いいえ×)	再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示 する書面の文案の掲示の確認		掲示文の例は下表を参照。 (建設業法施行規則第14条の3)
<p>(参考)</p> <p>この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営むものに請け負せた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/ 営業所まで、建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十四条の四に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を遅滞なく提出をしてください。</p> <p style="text-align: right;">建設(株)</p>			